

市町名	措置の内容				
	適用基準	従業員	措置事項	適用期間	根拠法令 (地域指定等)
投下固定資産額(万円超) ※対象は根拠法ごとに異なる					
七尾市	(機械・繊維・IT) 新增設 20,000 (食品) 新增設 5,000	-	課税免除	3年間	企業立地促進法 (集積区域)
	(製造業等) 新增設 2,700	-	課税免除	3年間	過疎法 (旧中島・能登島町)
	(製造業等) 新增設 2,700	-	不均一課税	3年間	半島振興法 (全域)
輪島市	(機械・繊維・IT) 新增設 20,000 (食品) 新增設 5,000	-	課税免除	3年間	企業立地促進法 (集積区域)
	(製造業等) 新增設 2,700	-	課税免除	3年間	過疎法 (全域)
	(製造業等) 新增設 2,700	-	不均一課税	3年間	半島振興法 (全域)
珠洲市	(機械・繊維・IT) 新增設 20,000 (食品) 新增設 5,000	-	課税免除	3年間	企業立地促進法 (集積区域)
	(製造業等) 新增設 2,700	-	課税免除	3年間	過疎法 (全域)
加賀市	(製造・運輸・倉庫・ 研究所・ソフトウェア業) 新增設 5,000～50,000	5～10	課税免除	3～10 年間	企業立地促進条例 (全域)
	(製造業等) 新增設 2,500	-	課税免除	3年間	過疎法 (旧山中町)
羽咋市	(機械・繊維・IT) 新增設 20,000 (食品) 新增設 5,000	-	課税免除	3年間	企業立地促進法 (集積区域)
	(製造業等) 新增設 2,700	-	不均一課税	3年間	半島振興法 (全域)
	(製造業等) 新增設 2,700	15 (一部業種)	不均一課税	3年間	原発地域振興法 (全域)

市町名	措置の内容				
	適用基準		措置事項	適用期間	根拠法令 (地域指定等)
投下固定資産額(万円超) ※対象は根拠法ごとに異なる	従業員				
かほく市	(機械・繊維・IT) 新增設 20,000 (食品) 新增設 5,000	-	課税免除	3年間	企業立地促進法 (集積区域)
	(製造業等) 新增設 2,700	-	不均一課税	3年間	半島振興法 (全域)
白山市	(機械・繊維・IT) 新增設 20,000 (食品) 新增設 5,000	-	不均一課税	3年間	企業立地促進法 (集積区域)
	(製造業) 新增設 100,000	51	不均一課税	3年間	中部圏法 (旧松任市・美川・鶴来町)
	(製造業等) 新增設 2,700	-	課税免除	3年間	過疎法 (旧白峰・吉野谷・鳥越村)
能美市	(機械・繊維・IT) 新增設 20,000 (食品) 新增設 5,000	-	課税免除	3年間	企業立地促進法 (集積区域)
	(製造業) 新增設 100,000	51	不均一課税	3年間	中部圏法 (一部地域を除く)
川北町	(機械・繊維・IT) 新增設 20,000 (食品) 新增設 5,000	-	課税免除	3年間	企業立地促進法 (集積区域)
野々市町	(製造・情報通信・同技術 利用・運輸・卸売業・ 自然科学研究所) 新增設 30,000～50,000	-	課税免除	3年間	企業立地促進法に 係る課税特例条例 (全域)
	(製造業) 新增設 100,000	51	不均一課税	3年間	中部圏法 (全域)
津幡町	(機械・繊維・IT) 新增設 20,000 (食品) 新增設 5,000	-	課税免除	3年間	企業立地促進法 (集積区域)
	(製造業等) 新增設 2,700	-	不均一課税	3年間	半島振興法 (全域)

市町名	措置の内容				
	適用基準		措置事項	適用期間	根拠法令 (地域指定等)
	投下固定資産額(万円超) ※対象は根拠法ごとに異なる	従業員			
内灘町	(製造業等) 新增設 2,700	-	不均一課税	3年間	半島振興法 (全域)
志賀町	(機械・繊維・IT) 新增設 20,000 (食品) 新增設 5,000	-	課税免除	3年間	企業立地促進法 (集積区域)
	(製造業等) 新增設 2,700	-	課税免除	3年間	過疎法 (旧富来町)
	(製造業等) 新增設 2,700	-	不均一課税	3年間	半島振興法 (全域)
	(製造業等) 新增設 2,700	15 (一部業種)	不均一課税	3年間	原発地域振興法 (全域)
宝達志水町	(機械・繊維・IT) 新增設 20,000 (食品) 新增設 5,000	-	課税免除	3年間	企業立地促進法 (集積区域)
	(製造業等) 新增設 2,700	-	不均一課税	3年間	半島振興法 (全域)
中能登町	(機械・繊維・IT) 新增設 20,000 (食品) 新增設 5,000	-	課税免除	3年間	企業立地促進法 (集積区域)
	(製造業等) 新增設 2,700	15 (一部業種)	不均一課税	3年間	原発地域振興法 (全域)
穴水町	(機械・繊維・IT) 新增設 20,000 (食品) 新增設 5,000	-	課税免除	3年間	企業立地促進法 (集積区域)
	(製造業等) 新增設 2,700	-	課税免除	3年間	過疎法 (全域)
	(製造業等) 新增設 2,700	-	不均一課税	3年間	半島振興法 (全域)
能登町	(機械・繊維・IT) 新增設 20,000 (食品) 新增設 5,000	-	課税免除	3年間	企業立地促進法 (集積区域)
	(製造業等) 新增設 2,700	-	課税免除	3年間	過疎法 (全域)
	(製造業等) 新增設 2,700	-	不均一課税	3年間	半島振興法 (全域)